

# 三鷹市高齢者計画・ 第八期介護保険事業計画



令和3年（2021年）3月  
三 鷹 市

# 1

## 計画策定の背景と趣旨

三鷹市では、高齢者保健福祉・介護保険に関する施策を総合的に推進するため、高齢者施策と介護保険事業計画を一体的にまとめた「三鷹市高齢者計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定しています。平成29年度（2017年度）に策定した第七期（平成30年度～令和2年度）の計画では、「地域包括ケアシステムの深化と推進」を基本目標に掲げ、地域で高齢者の生活を支えていく仕組みの深化・推進を目指し、「通いの場」づくり、「介護人財確保事業」等を開始しました。

三鷹市の高齢者人口は、今後も増加が見込まれ、認知症や独居又は高齢者のみの世帯等に対する医療や介護の問題、さらに介護サービスの利用や給付費の増加による費用負担、介護人財不足等の問題は一層拡大していくと予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを受けて、生活習慣病やフレイルの予防、健康づくりに取り組むことの必要性が高まっているとともに、地域の見守りや支え合い、助け合いの一層の強化が必要とされています。

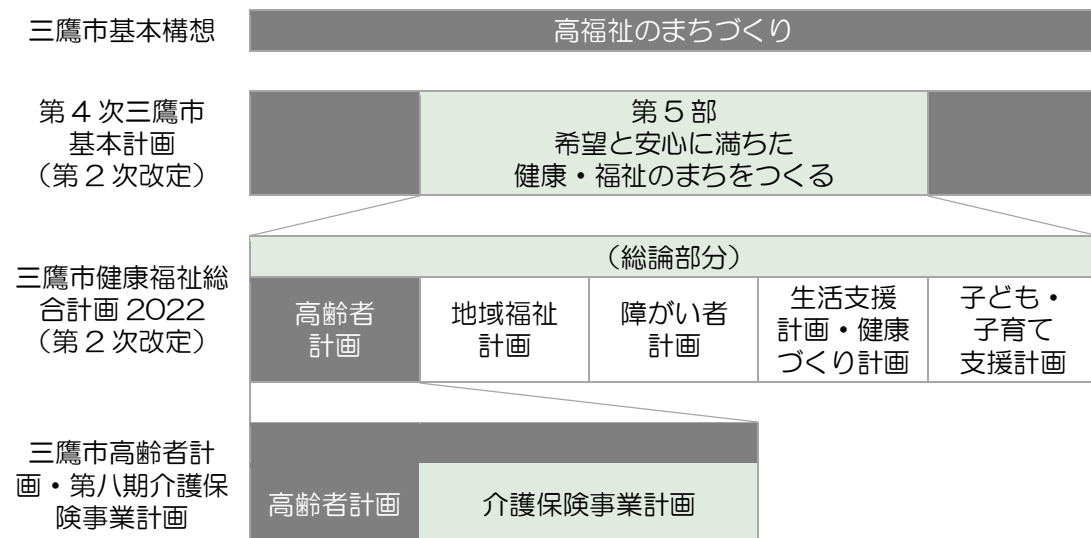
以上のような背景の下、地域の住民や多様な主体が参画し支え合う地域共生社会を目指すとともに、介護サービス需要の更なる増加・多様化、介護人財不足等に対応した施策を一層推進していくため、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とする「三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画」を策定します。

# 2

## 計画の位置づけ

本計画は、三鷹市の高齢者に関する施策全般についての考え方及び施策の方向性を示すものです。その中で、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」を包含する内容として総合的に策定するものです。

また、三鷹市の計画体系において、本計画は、「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））の高齢者部門の個別計画に位置づけられるものです。



### 3

## 計画の期間

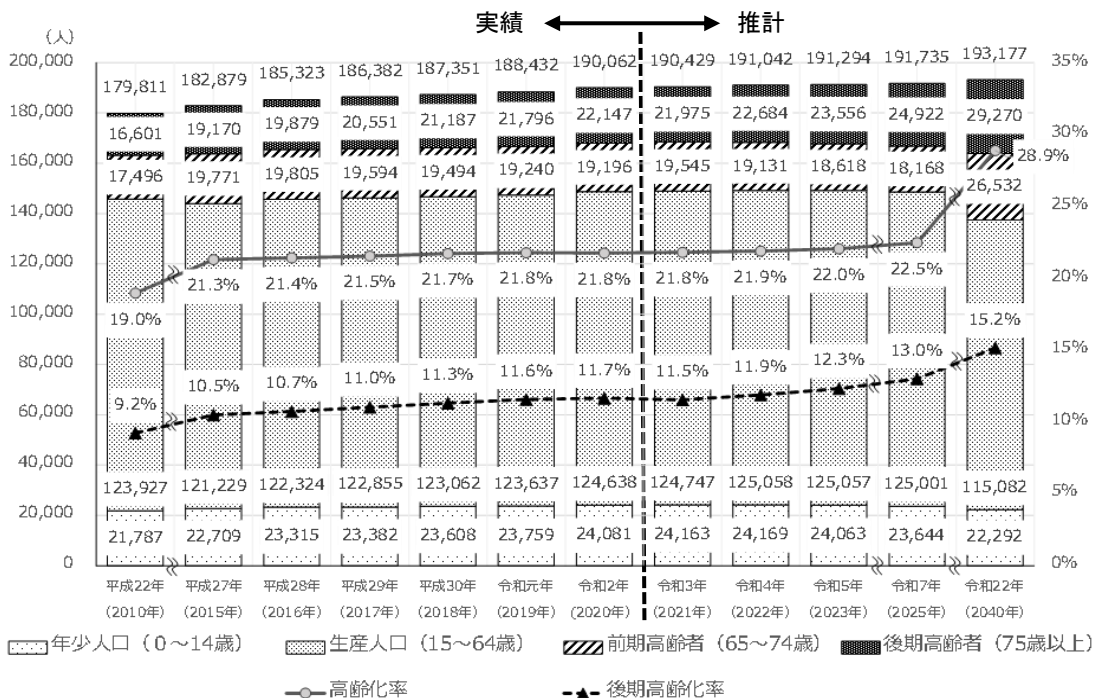
本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間となります。

	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
三鷹市 高齢者計画	本計画														
	(前期)			(中期)						(後期)					
三鷹市介護保険 事業計画		第五期			第六期			第七期			第八期 本計画		第九期		

### 4

## 高齢者の現状と推計

三鷹市の人口は、平成22年（2010年）の179,811人から令和2年（2020年）の190,062人へと増加しています。これに伴い、介護保険の被保険者である40歳以上の人口、65歳以上の高齢者人口とも増加しており、令和2年（2020年）の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者数比率）は21.8%となっています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢化率が28.9%まで高まることが想定されます。



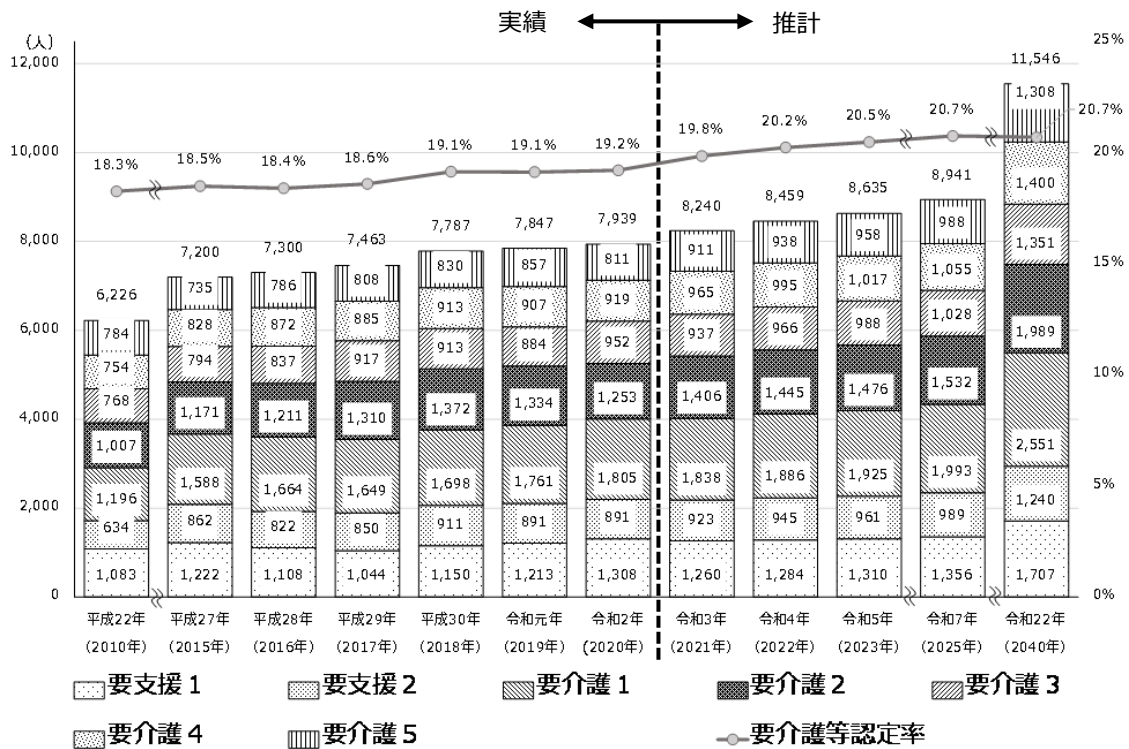
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

# 5

## 要介護(要支援)認定者の現状と推計

要介護(要支援)認定者数は、平成22年(2010年)9月末の6,226人から、令和2年(2020年)9月末の7,939人(27.5%増)に増加しました。認定率は平成22年度(2010年度)以降18%台半ばで横ばいでしたが、平成30年(2018年)以降は19%台にやや上昇しています。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口の増加に伴い、認定者数は1万1千人以上に増加すると推計されます。



※第2号被保険者の認定者を含みます。  
 ※認定率=要介護(要支援)認定者数÷高齢者人口

資料：介護保険事業状況報告(各年9月分)



## 6

## 基本目標

## 地域共生社会の実現

～高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で、  
安心して年齢を重ねることができるよう、  
地域の住民や多様な主体が参画し、  
互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち～

今後、高齢化が進んでいく中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を継続していくために、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組みます。

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体（医療機関、介護保険サービス事業所、ボランティア団体、市民団体、NPO法人、地域の企業等）が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合い、助け合い、頼り合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指します。

## 7

## 課題解決に向けた取組の考え方

本計画の基本目標である地域共生社会の実現に向けて、第七期計画も継承した次の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 高齢者がいきいきと過ごすための、社会参加の促進

基本方針2 安心して高齢期生活を送るためのサービスや活動の充実

基本方針3 支え合い、助け合い、頼り合える、誰にでも優しい地域共生社会の実現

基本方針4 認知症の理解に基づいた、差別や排除のない地域文化の醸成

基本方針5 介護保険制度の円滑な運用と十分なサービスを提供するための人財の確保



### 基本方針 1 高齢者がいきいきと過ごすための、社会参加の促進 ～高齢者の社会参加を促進します～

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や地域活動等、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

- ・ 関係機関と連携して、就業機会の拡充や就業に関する情報提供に努めます。
- ・ 地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手としての活動を支援します。
- ・ 高齢者が地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充します。

### 基本方針 2 安心して高齢期生活を送るためのサービスや活動の充実 ～高齢者が安全に安心して日常生活を送ることができるように支援します～

データを活用した PDCA サイクルに沿った介護予防の取組を推進します。また関係機関等と連携し、多職種の協働による医療・介護の一体的な提供を推進します。さらに、高齢者のニーズに応じて、安心して暮らせる住まいや生活に係る福祉サービス等の一体的な供給に取り組みます。

- ・ 医療と介護を一体的に提供するため、医療、介護、福祉の連携を進めます。
- ・ 早期からの健康づくりと介護予防事業の充実に取り組みます。
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業における訪問・通所型サービスの充実等を図ります。
- ・ 地域での生活支援体制整備に取り組む生活支援コーディネーターの活動の充実を努めます。
- ・ 家族介護者の負担感の軽減に取り組みます。

### 基本方針 3 支え合い、助け合い、頼り合える、誰にでも優しい地域共生社会の実現 ～地域で支え合う仕組みづくりを推進します～

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を図るとともに、支え合いの仕組みである「地域ケアネットワーク」等の推進を図ります。

また、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手となる人財を発掘し、支え合い、助け合い、頼り合える地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

- ・ 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展に向けた支援を行います。
- ・ 地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ 関係機関や関係団体と連携して、地域交流や多世代交流を推進します。

#### 基本方針4 認知症の理解に基づいた、差別や排除のない地域文化の醸成 ～認知症高齢者の支援と権利擁護のための施策を推進します～

認知症の早期発見・早期対応のための体制強化や、認知症サポーター、ボランティア、地域住民による見守りネットワークの構築等、認知症施策の充実を図るとともに、認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域を目指し、認知症を正しく理解し本人やその家族を支え、差別や排除されることなく安心して生活できる認知症施策を推進します。

- ・認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、若年性認知症患者を支援するため、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。
- ・認知症高齢者を介護する家族に対し、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。
- ・認知症高齢者を地域で支える環境づくりのために、認知症サポーターとチームオレンジの構築に取り組むとともに、地域において認知症高齢者を見守る体制づくりを進めます。

#### 基本方針5 介護保険制度の円滑な運用と十分なサービスを提供するための 人財の確保 ～介護保険制度の円滑な運営に努めます～

要介護認定者の増加に対応した必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス及びその基盤の充実にも努めるとともに、介護保険制度が持続可能性を確保しながら円滑に運営されるよう、介護・福祉ニーズの適切な把握、介護給付の適正化、介護サービスの質の向上等に取り組めます。

また、介護人財の確保に向けて、介護人財確保の支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境整備の支援、介護職の魅力向上の支援等を行うとともに、介護人財の研修拠点の整備と介護職員支援制度の充実、介護現場の業務効率化による職員の負担軽減の支援等を推進します。

- ・旧どんぐり山施設を活用し、介護人財育成及び事業者支援のための拠点を整備します。
- ・介護サービス事業者と連携を図り、介護の仕事に携わる人財が長く働ける環境の整備に取り組めます。
- ・介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保・定着促進等に取り組めます。
- ・介護ロボット等の活用を支援することで、介護の質を維持しながら効率的な業務運営を実現し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

# 8

## 計画の体系

【中項目】

### 1 計画等の策定と推進

- 1 「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進
- 2 「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進
- 3 「介護保険事業計画」の策定と推進

### 2 社会参加の促進

- 1 高齢者の就業支援
- 2 生きがい活動の充実
- 3 地域福祉の担い手としての活動支援

### 3 介護予防・健康づくりの充実・推進と安全安心の生活の確保

- 1 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止のための取組の推進
- 2 在宅生活の支援・推進
- 3 長寿社会を支える環境の整備

### 4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進による地域共生社会の実現

- 1 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり
- 2 地域を拠点としたまちづくりの推進

### 5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

- 1 認知症高齢者の支援
- 2 高齢者の権利擁護の推進

### 6 介護保険制度の円滑な運営

- 1 介護保険事業の円滑な運営
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 介護保険サービス基盤の充実
- 4 介護保険サービスの質の確保
- 5 介護人財の研修拠点の整備と支援制度の充実
- 6 介護人財確保の支援
- 7 介護現場の業務効率化の支援
- 8 介護保険制度の改善

### 7 推進体制の整備

- 1 関係機関等との連携



①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

①「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進

①「介護保険事業計画」の策定と推進

①高齢者就業支援事業の推進

①生きがい活動の支援・充実 ②生涯学習、市民スポーツ活動の推進

①地域福祉の担い手としての活動支援

①早期からの健康づくり・フレイル予防の推進 ②介護予防・生活支援サービスの充実 ③生活支援体制整備事業の推進 ④市民による介護予防や認知症予防の取組の支援

①自立生活支援サービスの充実 ②家族介護者への支援と介護離職防止 ③在宅医療・介護連携の推進 ④地域包括ケア会議の充実 ⑤「在宅医療・介護連携のモデル施設」の整備

①バリアフリーのまちづくりの推進 ②心のバリアフリーの推進 ③多様な住まいの誘導・促進

①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ②災害時避難行動要支援者支援事業等の推進 ③地域交流・多世代交流の推進 ④買物環境の整備 ⑤避難所運営体制の強化

①地域における身近な総合相談窓口の充実 ②地域の関係機関の連携強化 ③地域における福祉人財の養成と活動支援 ④NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携 ⑤地域共生社会に向けた包括的支援

①地域の連携による認知症高齢者への支援 ②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実 ③認知症の本人とその家族への支援

①権利擁護センターみたかの運営の充実 ②成年後見制度の推進 ③高齢者虐待防止の充実 ④高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

①介護保険事業の円滑な運営 ②介護・福祉ニーズの適切な把握 ③給付適正化の推進 ④要介護認定の公平性の確保 ⑤適正な保険料の設定

①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③介護予防生活支援サービスの整備 ④域包括支援センター機能の充実 ⑤高齢者の住まいの安定的な確保

①在宅サービス基盤の充実 ②施設等サービス基盤の充実 ③共生型サービスの普及・啓発

①第三者評価事業の推進と支援 ②介護サービス事業者に対する指導監査等 ③事業者情報の提供・公開の促進 ④介護保険事業者連絡協議会との連携及び介護サービス事業者の支援

①介護人財の研修拠点等の整備と研修の充実 ②離職防止・定着促進支援 ③処遇改善支援

①介護人財確保の支援 ②元気高齢者の参入促進支援 ③介護職の魅力向上支援 ④外国人介護人財の受入支援

①介護ロボット等の活用による業務改善支援 ② 文書負担軽減支援

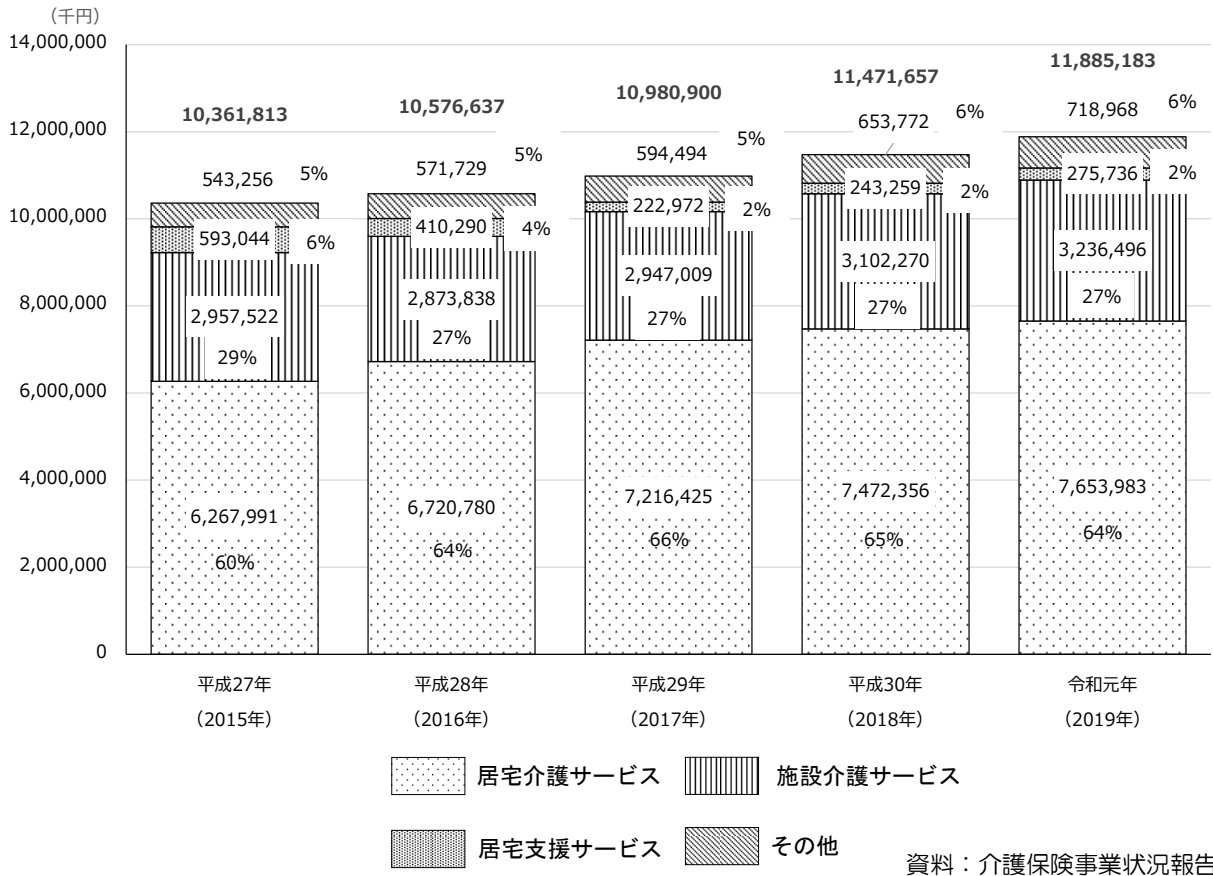
①介護保険制度の改善要請

①保健・医療・福祉の連携 ② 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

# 9

## 介護保険サービス給付費の推移

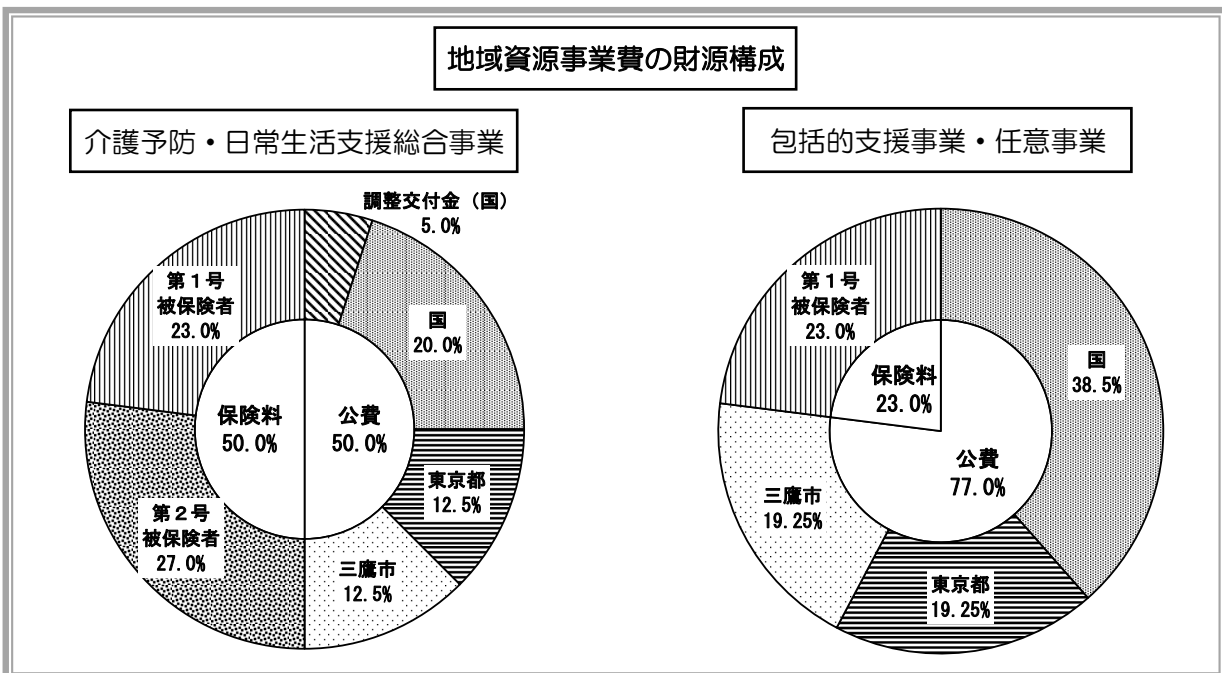
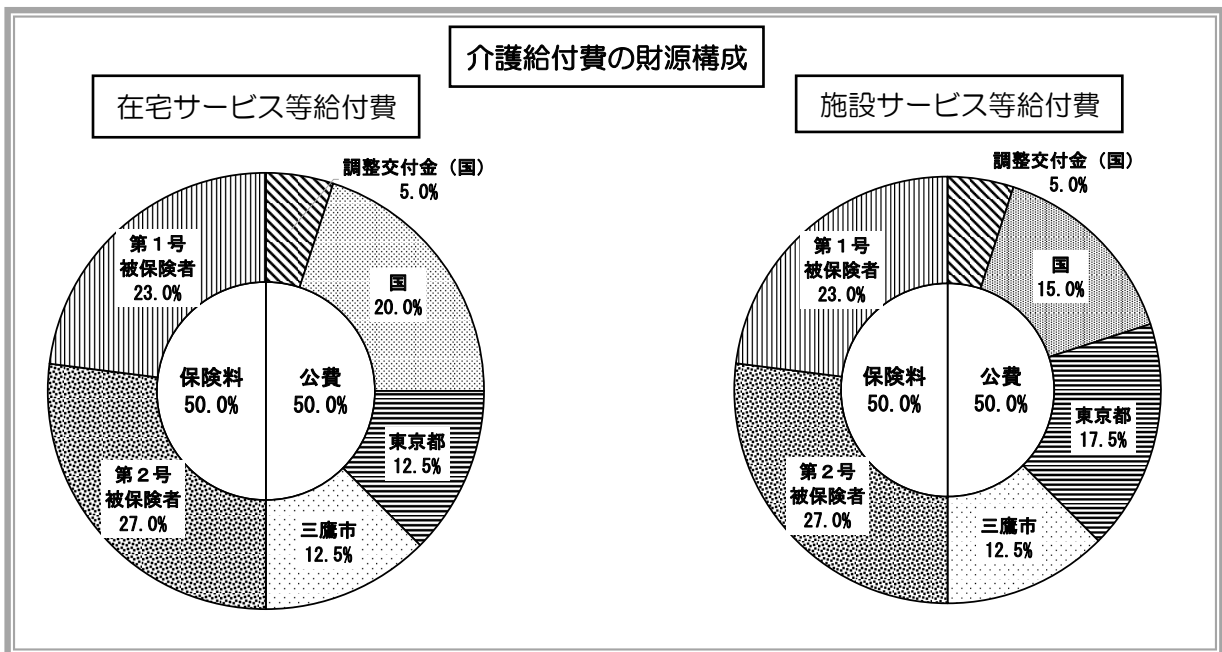
介護保険サービスの給付費は年々増加し、介護保険サービス別の給付費でみると、主に在宅でサービスを利用する居宅介護サービス費が増加しています。



高齢者人口や要介護認定者の増により、第八期においても給付費の総額は引き続き増加が見込まれるとともに、介護報酬の改定（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）平均で0.67%増）など給付費の増加要因があります。

こうした影響により、総給付額は約375億円（第七期）から約420億円（第八期）に増加すると推計しています。このうち、約94億円※が第八期の第1号被保険者の負担分となります。

※ 介護保険保険給付費準備基金の取崩しによる財源への充当等により、総給付額約420億円の23%より低い額となっています。



# 11

## 施設整備計画

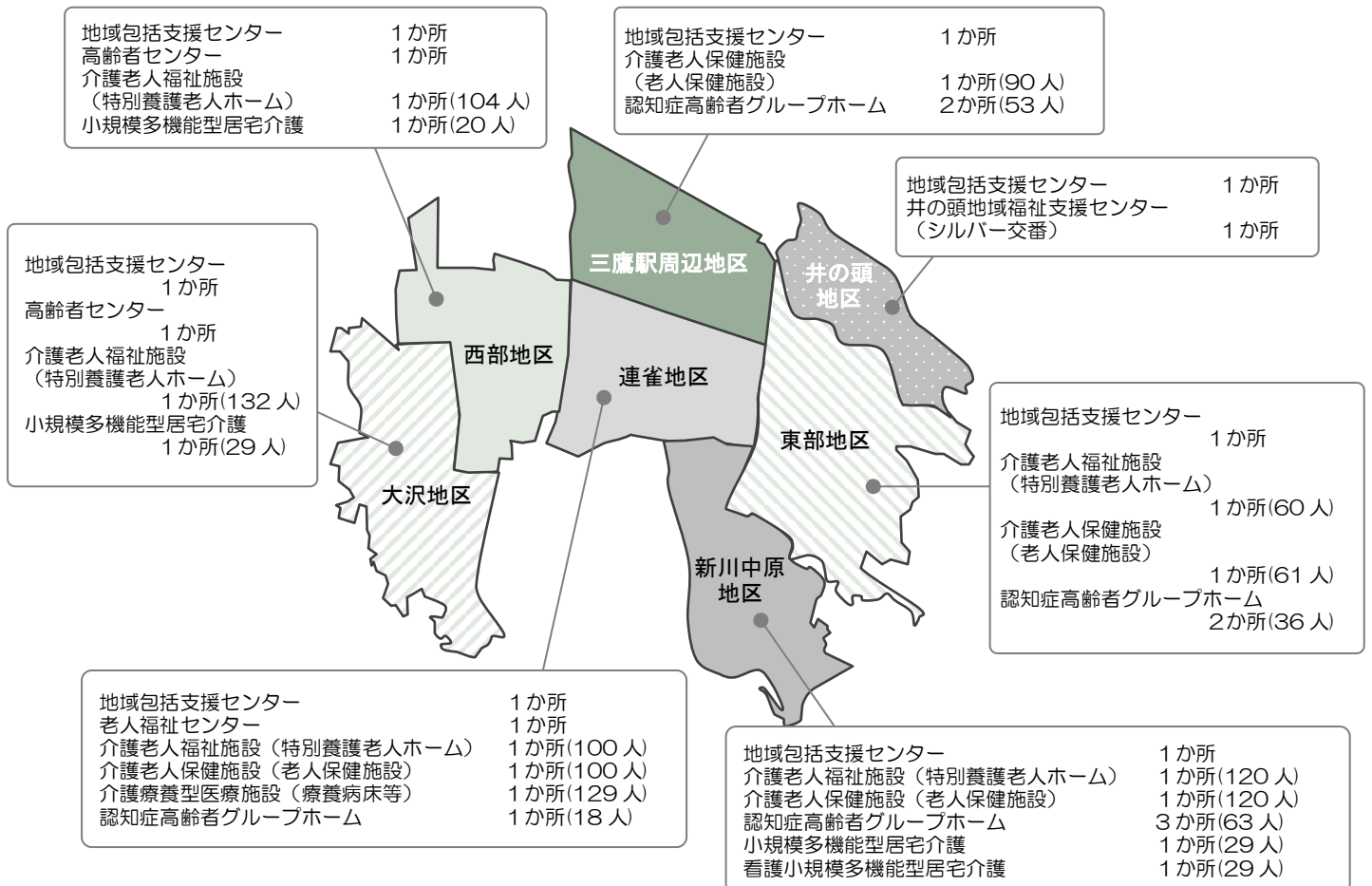
### ● 広域型（累計）

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	5施設	5施設	5施設
	定員数	516人	516人	516人
介護老人保健施設	施設数	4施設	4施設	4施設
	定員数	371人	371人	371人
介護医療院	施設数	1施設	1施設	1施設
	定員数	129人	129人	129人

### ● 地域密着型（累計）

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型 居宅介護事業所	施設数	3施設	3施設	3施設
	宿泊定員数	19人	19人	19人
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	施設数	1施設	1施設	1施設
	宿泊定員数	5人	5人	5人
認知症高齢者 グループホーム	施設数	8施設	8施設	9施設
	定員数	170人	170人	188人

### 日常生活圏域ごとの相談窓口サービス提供施設等



## 12

## 介護保険料基準額の設定

三鷹市の第八期介護保険料（令和3～5年度）の基準額は、月額 5,900 円となります。第八期（令和3～5年度）においても、所得に応じた多段階設定を行うなど、低所得の方々に一定の配慮をしたきめ細やかな保険料段階を設定し、17 段階とします。

## 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	基準額×0.289	20,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.390	27,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が120万円超の方	基準額×0.662	46,800円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	基準額×0.848	60,000円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超の方	基準額	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が120万円未満の方	基準額×1.128	79,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.263	89,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.424	100,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.577	111,600円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.797	127,200円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.984	140,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.187	154,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.407	170,400円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.628	186,000円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の方	基準額×2.780	196,800円
第16段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の方	基準額×2.933	207,600円
第17段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額等が5,000万円以上の方	基準額×3.000	212,400円

※ 第1段階から第3段階までの保険料は公費投入による軽減後の額（公費軽減前は、第1段階が基準額×0.488で年間保険料34,500円、第2段階が基準額×0.640で年間保険料45,300円、第3段階が基準額×0.712で年間保険料50,400円）

※ 前年の合計所得金額等に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、これらの合計額から10万円を差し引いて所得段階を算定します。

三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画 概要版  
令和3年（2021年）3月

編集・発行 三鷹市 健康福祉部 介護保険課  
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番地1号  
0422-45-1151（代表）  
ホームページ <http://www.city.mitaka.lg.jp/>